

政府認定拉致被害者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年四月二十日

参議院議長伊達忠一殿

有田芳生

(

(

政府認定拉致被害者に関する質問主意書

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律第二条の規定に基づき北朝鮮によつて拉致されたことが政府によつて認定された被害者のうち、久米裕さん、松本京子さん、田中実さん、曾我ミヨシさんについて質問します。

一 政府拉致問題対策本部が作成した「すべての拉致被害者の帰国を目指して—北朝鮮側主張の問題点—」（平成二十九年七月発行）の二「北朝鮮側説明には、不自然かつ曖昧な点が多く、また、捜査により判明している事実や帰国被害者の証言との矛盾も多く、説明全体の信憑性が疑われる。」の「（5）久米裕さん、松本京子さん、田中実さん、曾我ミヨシさん」の説明文では、「北朝鮮が入境を否定、又は、入境未確認としている4ケース」として、前記の四名を挙げています。ところが、被害者別の説明文のなかでは、それぞれ「安否未確認（北朝鮮は入境を否定）」としており、「入境未確認」とは一言も書かれていません。なぜ（5）の説明文と被害者別の説明文の表現が異なつているのですか、その理由を明らかにして下さい。

二 前記冊子の基となつた「北朝鮮側説明」において、北朝鮮側は久米さん、松本さん、田中さん、曾我さ

んの消息についてどう説明してきたのですか。北朝鮮による説明の正確な文言を被害者ごとにお答え下さい。

右質問する。